



建設 P B L

旭川市大町2条10丁目173番地の82
KRビル1F

TEL : 0166-52-2845

FAX : 0166-53-7162

HP : www.a-kensetsurengou.com



No. 6

2022.07



ページ 1 国保組合からお知らせ

ページ 2 国保組合・KRグループからお知らせ

ページ 3 KRグループからお知らせ

ページ 4 クーリングオフ制度、18歳成人 耳よりニュース

！ お知らせ ！



* 8月15日(月) お盆休み *

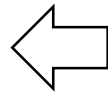
* 今年度もレクリエーションは中止 *

《更新後》 桃色

有効期限
令和6年8月31日

《現在》 水色

有効期限
令和4年8月31日



【国保組合からお知らせ】

9月から健康保険証が新しく変わります！

《保険証の交換方法》

8月中に支部の窓口でお渡しし郵送します。
※郵送の場合は送料をご負担いただきます。
また、9月分の保険料を納められた組合員様から交付となります。

《更新手続きの期間》

8月1日(月) から8月31日(水) まで
※8月15日(月) はお休みです。

《ご持参いただくもの》

- ①ご印鑑(認印)
- ②現在の保険証(確認のため)

8月いっぱいには今までの保険証をお使いいただき、
9月以降にご自身でハサミなどで裁断し、確実に処分してください。

スマートフォン無料講習のご案内

①教室・講習開催に向けたアンケートを送付しました。
講習の受講に関係なく皆様のアンケートを募っておりますので、ご協力をお願い致します。窓口を持参いただくか、FAXにてご提出下さい。

詳しくは7月11日(月) 発送致しました郵便をご確認ください。よろしくお願い致します。

【国保組合からお知らせ】

前期高齢者受給者証の更新

70歳から74歳までの前期高齢者受給者証を交付します。

前期高齢者受給者証は8月1日から翌年7月31日までとなるため、毎年更新されます。

更新分の前期受給者証は7月中旬を目安に簡易書留にて本部から郵送となります。

医療機関を受診するときは、健康保険証と前期高齢者受給者証と一緒に提示してください。それにより、窓口で支払う一部負担金の割合が前期高齢者受給者証に記載された割合となります。

万が一、紛失・破損した場合はお届けが必要になりますので、大切に保管していただくようお願い致します。

新型コロナウイルスに感染したら

ご存知ですか？

組合員が新型コロナウイルスに感染した場合、傷病手当金が申請できます。

対象期間が令和2年8月1日から令和4年6月30日まででしたが、令和4年9月30日まで延長となりました。

申請方法

○傷病手当金申請書に必要事項を記入（申請書は各支部窓口又はホームページよりダウンロードできます）

○保健所等発行の証明書のコピー「コロナによる療養」「療養機関」「医師、保健所等の証明」の記載があるもの

※入院の場合は、傷病手当金申請書の医師の証明欄が必要です。

支給金額

1日あたり5千円 通算40日

適用期間

事由発生より2年以内

※注意事項

- ①濃厚接触者は支給対象外です。
- ②組合員の家族が陽性でも支給対象外です。

【KRグループからお知らせ】

建設キャリアアップ

手続きお手伝いできます

建設キャリアアップシステムとは

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組みです。

○現場を支える技能者が、技能経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり

○技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長

建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要です。

注目!

建設キャリアアップシステムカードを所持していないと入ることのできない現場が増えてきています。

国は2023年度を目標としてすべての工事で建設キャリアアップシステムを完全実施することになっています。

事業者登録

所在地・建設業許可番号

社会保険・建退共加入状況等

技術者登録

本人情報・所属事業所名・社会保険・建退共加入状況、保有資格等

2つの登録にあたっては、インターネット申請・認定登録機関による窓口申請の2つの申請形式があります。

将来的に、建設キャリアアップシステムカードを携帯することで資格証や受講証の携帯が不要になります。

申請からカード到着までは数か月かかる場合もありますので、お早めの問い合わせをお勧めしています。登録手続きにお困りの方は、お気軽に当組合までご連絡ください。



【KRグループからお知らせ】

令和4年10月から法律改正により、パート・アルバイトの加入条件が変更

厚生労働省
からの
お知らせ

従業員数500人以下の
事業主のみなさまへ

法律改正により
パート・アルバイトの
社会保険の加入条件が
変わります。

対象となる企業

現在	2022年10月～	2024年10月～
従業員数501人以上の企業	従業員数101人以上の企業	従業員数51人以上の企業

従業員数は以下のA+Bの合計〔現在の厚生年金保険の適用対象者〕

A	B
フルタイムの従業員数	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。

適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

新たな加入対象者

新たな加入対象者は、右の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☐ 月額賃金が8.8万円以上
- ☐ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 学生ではない

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険(厚生年金・健康保険)に加入することにより、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

年金

老後・障害・死亡の保障がさらに充実!

- 1層(標準年金部分)に加えて2層(標準北西部部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あしんの医療保険がもっと充実!

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

社内準備のステップは4つ!

- ①加入対象者の把握
- ②社内周知
- ③従業員とのコミュニケーション
- ④書類の作成・届出(オンライン)

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

社内の加入対象者に周知しましょう。

必要に応じて労使合意や個人面談を実施しましょう。

厚生年金保険(若年者雇用保険)をオンラインで届け出ましょう。

「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>

オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

支援制度のご案内

キャリアアップ助成金
ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- 正社員化コース

申請は
都道府県労働局 ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/18/tekiyokakudai/bunrya/kyougi/0000/p01_tokun/gijyusatsu/career.html

専門家活用支援事業
ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。

詳しくは
適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
- ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変わります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		①+②	
	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	②事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(特内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		①+②	
	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	②事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL04033001

労働保険事務組合より

今年度の労働保険料の納期

第2期	第3期
10月31日(月)	1月31日(火)

納付に便利な口座引落を承っております。※旭川信金口座のみご希望の場合はご連絡下さい。

雇用保険料率が2段階で変更
令和4年4月から9月まで

令和4年10月から令和5年3月まで

【健康情報】

新型コロナウイルス感染症

自宅療養の注意点

家庭内感染を防ぐための対策

・ 30分に1回は、窓を開けて換気をする

・ 家庭内でも全員、不織布マスクを着用する

・ 看病する人は限定する

※重症化リスクが高い持病のある人や妊婦はさせない
※こまめに手洗いをする

※マスクだけでなくフェースシールド着用が望ましい

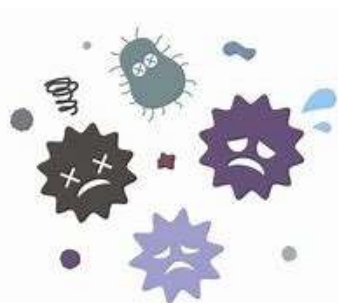
・ トイレや洗面台、ドアノブなどは消毒をする

※ゴミは袋に入れて縛って捨てる

・ タオルの共用はしない

・ 患者の下着類は分けて洗濯し、よく乾かす

食事や水分を十分に取れない場合や息苦しさを感ずる場合は主治医や保健所に相談して、急変には注意しましょう



耳よりニュース!!

クーリングオフ制度

クーリングオフとは、訪問販売や電話勧誘などで購入・契約締結などの特定の取引をした場合一定の期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

クーリングオフが6月からは電磁的手段（電子メールなど）でも可能となりました。



対象外の商品やサービスの例

- ・ 通信販売
- ・ 自ら購入や契約をしたいと自宅に呼んだ場合
- ・ 現金取引で総額3千円未満のもの
- ・ 乗用自動車
- ・ 化粧品や健康食品（使用または消費した場合）
- ・ 路上勧誘による飲食店や遊興施設の利用
- ・ 病院で事業者が勧誘されて契約した葬式
- ・ 営業や仕事用のもの

相談先は消費者ホットライン（局番なし188）へ



④ 18歳成人 改正民法施行

18歳成人で変わるもの、変わらないもの

【20歳以上から18歳以上に】

- ・ 親の同意なく契約ができる
- ・ 住む場所や仕事などを自分の意思で決められる
- ・ 外国人が日本に帰化できる
- ・ 10年有効のパスポートを取得できる
- ・ 性別変更の請求ができる
- ・ 裁判員を務められる
- ・ 事件を起こした18・19歳は、起訴されれば実名報道も可能

【20歳以上のまま】

- ・ 飲酒、喫煙ができる
- ・ 競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブルができる
- ・ 猟銃を所持できる
- ・ 船長や機関長になれる
- ・ 養子をとれる
- ・ 国民年金への加入義務

【16歳以上から18歳以上に】

- ・ 女性が結婚できる

【18歳以上のまま】

- ・ 選挙で投票できる
- ・ 普通乗用車を運転できる



人気ナンバープレート ベスト10

第1位	・	・	・	1
第2位	・	・	・	8
第3位	・	・	・	3
第4位	・	・	・	5
第5位	8	8	8	8
第6位	・	・	・	7
第7位	・	・	1	1
第8位	8	0	0	8
第9位	1	1	2	2
第10位	・	・	5	5

